

記載例

(一社) 日本半導体製造装置協会指定用紙	
整理番号	SEAI中税 -
① ソフトウェア以外の場合	<input checked="" type="checkbox"/> チェック✓を入れる
② ソフトウェアである場合	<input type="checkbox"/>

中小企業等経営強化法の経営力向上設備

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」における資産分類（機械及び装置）を記載

当該設備の概要	減価償却資産の種類	機械及び装置
	設備の種類又は細目	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備
	設備の名称	半導体露光装置
	設備型式	NS300F
	本社名・事業所名	小田工業(株)

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」設備の種類（機械装置の場合）を記載

該当要件	一定期間（注）内に販売開始された製品であるか	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」（旧モデル比生産性年1%向上）に該当するか （※）当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。	1. 該当 2. 非該当
	該当要件への当否	1. 該当 2. 非該当

(注) 一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。

「該当要件欄」に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

平成29年 5月30日

平成 年 月 日

〒102-0085

製造事業者等の名称 (株) 山本製作所

東京都千代田区六番町3番地

製造事業者等の所在地 神奈川県横浜市中区〇-〇-〇

六番町SKビル6階

電話：03-3261-8260

一般社団法人日本半導体製造装置協会

代表者氏名： 山本 太郎 印

専務理事 森岡 國男 印

担当者氏名： 野口 明

所属： 営業部

担当者連絡先(電話番号)：042-〇〇-〇〇〇〇

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」について変更がある場合】

(注) 変更事項	変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)

(注) 経営力向上計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

(注) 本証明書は、中小企業等経営強化法第13条第4項に基づく経営力向上設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第15条第43項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件（「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件）を満たしていることを証明するものです。これら税制の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法第13条第1項に基づき経営力向上計画の認定を受けること、経営力向上設備等に該当すること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、平成31年3月31日までに取得すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは中小企業庁経営強化法のホームページをご参照ください。(http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html)

記載例

【チェックリストのイメージ】

		設備メーカー（製造事業者）記入欄	証明者 チェック欄
該 当 要 件	販売開始要件の確認	<p>① 該当 2. 非該当</p> <p>販売開始年月：2014年 10月 ①販売開始年度：2014年度（※1）</p> <p>取得等をする年月：2017年 5月 ②取得日を含む年：2017年</p> <p>②-①= 3年 が一定期間（※2）の要件内</p>	
	生産性向上に該当するか	<p>① 該当 2. 非該当</p> <p><比較指標> （*）以下の1～4までのいずれかの指標で比較。</p> <p>1. 生産効率 *以下に具体的に記入する 単位時間当たりの処理枚数</p> <p>2. 精 度 *以下に具体的に記入する</p> <p>3. エネルギー効率 *以下に具体的に記入する</p> <p>4. その他 *以下に具体的に記入する</p> <p><指標数値>*比較する指標の数値・単位を記入する ○一代前モデル：NZ200 250枚 （販売開始年度）（ 2010年度 ） ○当該モデル：NS300F 300枚</p> <p><生産性向上> *以下に数値と算出方法を記入する 年 平 均： 6.7 % (300-250)÷250÷3×100=6.7%</p>	
該当要件への当非		① 該当 2. 非該当	

（※1）販売開始年度はカタログや仕様書等で確認できる、合理的な時期とすること。

なお、年度とはその年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

（※2）一定期間は、機械装置：10年以内、工具：5年以内、器具備品：6年以内、建物附属設備：14年以内

（※3）新製品であっても、同類の設備がある場合には比較すること。

比較する装置が全く無い場合は、類似商品が全くないことを事業経過等から明確に証明すること。

比較指標がなくとも、生産性等の仕様を示す資料は提出すること。